

低所得世帯給付金のお知らせ

対象世帯

①令和5年6月1日現在、越生町に住所がある方で、令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く）

②令和5年1月以降の家計急変世帯

※予期せず令和5年1月以降の収入が減少し、同一世帯に属する方全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※所得があるにもかかわらず未申告の場合や、他の自治体から同様の給付金を受給されている場合等は支給対象となりません。

金額 1世帯あたり3万円

申請方法

①の世帯については「確認書」を送付していただきます。内容を確認のうえ「確認書」を提出してください。

②の世帯については、申請が必要です。申請書は健康福祉課窓口にて配布及び町ホームページに掲載しています。

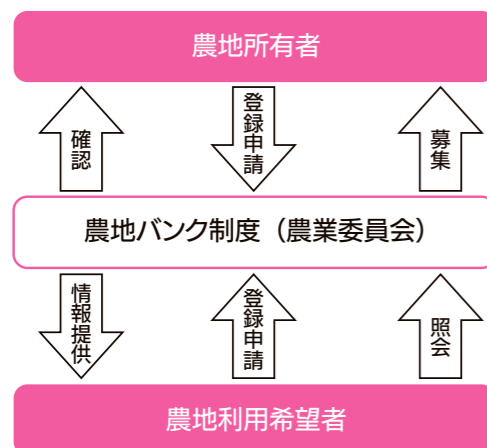
申請期限 10月31日（火）

☎健康福祉課 福祉担当

☎内線112・113

農地を貸したい方借りたい方募集

農地バンク制度は遊休農地や所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、越生町農業委員会の仲介により借りたい方へ紹介して利用していただくものです。



☎越生町農業委員会

☎内線141

付加年金をご存じですか？

国民年金の被保険者は、通常の年金保険料と合わせて月400円の付加保険料を納付することができます。

付加保険料は、納付した月数に応じた額の半額が、年額として毎年老齢基礎年金の受給額に加算されます。

手続き 町民課に備え付けの用紙に必要事項を記入し、町民課または年金事務所にご提出ください。

付加年金額の計算式

200円×付加保険料を納付した月数

計算例

付加保険料を10年間（120月）納付したとすると、納付額は
400円×120月＝48,000円の納付となります。

付加年金額は24,000円となるため、65歳からはこの金額を老齢基礎年金に上乗せして毎年受給することができます。

付加保険料を納付した方は、老齢基礎年金を2年間受給すれば納付した付加保険料の元が取れることとなります。

付加保険料の納付方法

付加保険料は申込した月分から納付していただくこととなります。

申込後、後日年金機構より送付される付加保険料込みの納付書（前納で納付済みの方は付加保険料の納付書）でお近くの金融機関、コンビニエンスストア等で納付することができます。口座振替、クレジットカードによる納付も可能です。

※国民年金第一号被保険者または65歳以下の任意加入被保険者のみ活用することができます。また老齢基礎年金の受給資格がない方や国民年金基金加入者は申し込みできません。

☎ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

☎町民課 国保年金担当

☎内線121

令和6年度 学童保育室の入室児童申請を受付します

対象 越生町内在住の小学生で、仕事などの都合で保護者が常時留守、若しくは看護に時間を要する家庭の児童。（※仕事・介護・病気などの理由以外で、家庭に父母や祖父母等の保護者がいる場合は対象外です。）

施設 越生学童保育室・分室 定員85名（大字黒岩251越生小学校内）
梅園学童保育室 定員35名（大字小杉553梅園コミュニティ館内）

保育時間

	時間外保育(午前)	通常保育(定時保育)	時間外保育(午後)
平日授業日 土曜授業日		放課後～午後6時	午後6時～ 午後6時30分
土曜日 春夏冬休み 振替休日	午前8時～ 午前8時30分	午前8時30分～ 午後6時	午後6時～ 午後6時30分
※土曜日は、越生学童保育室での合同保育となります。 ※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。			

保育料 月額10,000円（別途おやつ代2,000円）

※保育料減免（対象者は別途申請） ※重複して減額できません。

区分	減額される額(月額)
生活保護世帯	5,000円
前年度市町村民税非課税世帯	5,000円
ひとり親世帯	2,000円
同時に2人以上の児童が学童に入室している世帯 (2人目以降の児童)	2,000円

申請方法 申請用紙に必要事項を記入し、必要な書類を添えて子育て支援課窓口で申請してください。申請用紙は子育て支援課窓口にあります。

申請期限 10月2日（月）～10月31日（火）（期間厳守）

※日曜日・祝日を除く。土曜日は午前中のみ。

※この期間を過ぎますと先着順の対応となります。

その他 ※定員を超える申請があった場合は、保護者の就労等の状況を審査し、入室を決定させていただきます。希望する学童保育室が定員に達した場合、入室待機となる場合があります。※通常の入室とは別に夏休み（8月）のみの利用も定員内で受付します。また、入室回数が少ない場合は「一時預かり」をご利用ください。詳細は☎までお問い合わせください。

※毎年、定員を超える申し込みがある状況です。必ず期間内に申請をお願いします。

☎子育て支援課 子ども担当

☎内線162